

法令に関する情報

製品を安全にご使用いただくために、法令等をご確認ください。

【労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則】

第一種圧力容器

- ・労働基準監督署に設置手続を行い落成検査が必要です。
(法第38条ボ則第59条)
- ・検査証の1年間の更新を受ける場合は、性能検査が必要です。
(法第41条ボ則第72、73、74条)
- ・毎月の自主検査とその記録の3年間保存が義務付けられています。
(法第45条ボ則第67条)

第二種圧力容器

- ・毎年の自主検査とその記録の3年間保存が義務付けられています。
(法第45条ボ則第88条)
- ・明細書の保管が必要です。

小型圧力容器

- ・毎年の自主検査とその記録の3年間保存が義務付けられています。
(法第45条ボ則第94条)

- ・明細書の保管が必要です。

(簡易)容器

- ・法令による管理要求はありませんが、取扱説明書にそった安全な取り扱いをお願いします。

※ ご使用の滅菌器がどの容器に該当するかご不明な場合、弊社営業所にお問い合わせください。

【医療法、医療法施行規則】

医療機器は繰り返し使用することにより、部品の劣化や性能・機能が徐々に低下するものであり、性能・機能の維持及び故障等の未然防止を図るため、医療機器の特性に応じ、保守点検に関する計画を策定し適切に実施する必要があります。
(法第6条の12施行則第1条の11第2項第3号口)

なお、滅菌器の保守点検の業務を委託しようとするときは、当該業務を適正に行う能力のある者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければなりません。
(法第15条の3施行則第9条の12)

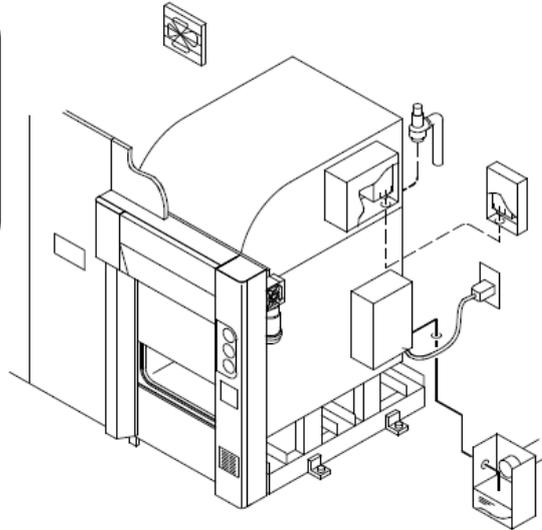
※ 医療機器に該当しない製品も繰り返し使用することにより、部品の劣化や性能・機能が徐々に低下するものであり、性能・機能の維持及び故障等の未然防止を図るため、定期的な保守点検を実施する必要があります。保守点検・自主検査・性能検査受検準備については代行させていただきますので、詳細は弊社営業所にお問い合わせください。

安全設置確認のお願い

製品を安全にご使用いただくために、設置事項をご確認ください。

<安全弁の 吹き出し配管>

- ・吹き出し配管の末端は危険のない方向へ開放されていますか？
- ・吹き出しによる反動で吹き出し配管が動いたりしませんか？



<ブロー配管>

- ・ブローによる反動で配管が動いたりしませんか？
- ・末端がピット等の安全な場所に開放されていますか？



- 1) 運転中は操作部以外には、触れないでください。感電・やけど等のおそれがあります。
- 2) 滅菌器を安全に、ご使用いただくために法令等を遵守のうえ、ご使用ください。
- 3) 医療機器に関しては医薬品医療機器法により医療機器認証(承認)を受けている装置が含まれますので、改造は行わないでください。
また、産業用機器に関しても弊社に相談なく改造・修理・転売・移設を行うことは、安全に関して重大な影響をおよぼすおそれがありますので行わないでください。
- 4) 製品を安全にお使いいただくため、必ず「取扱説明書」にそった正しい取り扱いをしてください。

ご不明な点がございましたら、取扱説明書をご参照のうえ
お近くの営業所又は販売店に、遠慮なくお問い合わせください。